

3. 人間社会学部履修細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は学則・学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学部の教育課程は、教養科目、専門科目及び教職科目によって構成される。

2 専門科目は情報社会専門科目及び心理専門科目によって構成される。

(授業科目)

第3条 前条の各課程に関する授業科目は別表に示す通りである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由科目にわけらる。

(単位)

第4条 前条の各授業科目について認定する単位数は別表に示す通りである。

2 単位認定は履修登録のある授業科目について行う。

(卒業条件)

第5条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、履修の要件に従い、次のとおり124単位以上を修得しなければならない。

2 教養科目を44単位以上、専門科目を80単位以上修得しなければならない。

3 情報社会学科においては、卒業に必要な単位として認定する心理専門科目は20単位までとし、心理学科においては、卒業に必要な単位として認定する情報社会専門科目は20単位までとする。

4 卒業するためには各学科で定める、必修科目すべてを履修し修得しなければならない。

5 卒業延期になった者、及び休学期間を有する者等については、その条件が満たされた場合には、学長が9月卒業を認めることがある。

6 人間社会学部規程第17条第2項、第3項に定めた早期卒業の要件を満たした場合には、3年間の在学で卒業することができる。

(授業時間割)

第6条 授業時間割は毎年度始めに提示する。

2 同一科目を複数のクラスで開講する場合は、クラス指定を行うことがある。その場合学生は原則として指定されたクラスに所属する。

(履修学年)

第7条 各授業科目を履修すべき学年は別表に示す通りである。

2 在籍する学年より上級の学年で履修すべき科目を履修することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、転入生及び編入生は、学科において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

(履修手続)

第8条 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

3 必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。

4 届け出していない授業科目を履修することはできない。

5 第15条から17条にかかげる科目を除き、1年に48単位を超える履修科目を届け出るこ

とはできない。

- 6 前項の規定にかかわらず、学則第 12 条第 2 項に定める特に優れた成績を修得した学生については、第 15 条から 17 条にかかげる科目を除き、1 年に 52 単位を超える履修科目を届け出ることとはできないとする。

(他学科および他学部の科目履修)

第 9 条 学生は、所属学科長および当該科目担当教員の許可を得て、他学科および他学部の科目を履修することができる。

- 2 前項の規定によって履修した科目については、10 単位までを所属学科の選択科目として認定することができる。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、教職課程履修者については、必要と認められる範囲内において、他学科、他学部の科目を履修することができる。

(試験)

第 10 条 試験は履修届が出された科目について学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めた場合は適宜行うことがある。

- 2 定期試験の日程については実施する 1 週間前までに掲示する。

- 3 学業成績の評価は、評語を以てしめす。評語は学部規程第 14 条に従うものとする。

(追・再試験)

第 11 条 追・再試験は学部規程第 15 条、第 16 条によって行われる。

- 2 追試験を受けようとする者は、診断書その他の証明書等を添付のうえ、追試験受験願を提出しなければならない。

- 3 前項の受験願は、当該科目の試験が行われた日から 7 日以内に教務課へ提出しなければならない。

- 4 定期試験による学業成績の評定によって、不可の評定を受けた学生は、再試験を行う科目について、再試験の受験を願い出ることができる。

- 5 再試験を受けようとする者は、学年暦によって定められた所定の期間内に、再試験受験願を教務課に提出しなければならない。

- 6 再試験による成績の評定は、可又は不可とする。

- 7 追試験による成績の評定は優・良・可又は不可とする。

(受験料)

第 12 条 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は 1 科目 3,000 円とする。

(試験の不正行為)

第 13 条 試験及びレポート提出に関して不正行為があった場合には、別に定めるとおり、当該試験期の単位を無効とする等の処分を行う。

第 2 章 教職課程

(教職課程の履修願)

第 14 条 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の初めに、学則別表Ⅰに定める教職課程登録料を添えて教職課程履修者登録票を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 教職課程の履修許可を受けていない学生が、教職課程の履修許可者のみが受講可能な科目を履修した場合、本人の了解なく、履修を取り消されることがある。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

第 15 条 教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、中学校教諭 1 種免許状を取得する場合は必修科目 27 単位、高等学校教

論 1 種免許状を取得する場合は必修科目 23 単位を修得しなければならない。

(教科及び教科の指導法に関する科目)

第 16 条 中学校教諭 1 種免許状(社会)を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上修得し、各教科の指導法に関する科目の単位と併せて 28 単位を修得しなければならない。

2 高等学校教諭 1 種免許状(公民)、高等学校教諭 1 種免許状(情報)を取得する場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、必修科目を含めそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上修得し、各教科の指導法に関する科目の単位と併せて 24 単位を修得しなければならない。

3 各教科の指導法に関する科目の履修について、原則として、教科教育法Ⅰ及びⅡを履修し、修得後、教科教育法Ⅲ及びⅣを履修することができる。

(大学が独自に設定する科目)

第 17 条 大学が独自に設定する科目の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、中学校教諭 1 種免許状を取得する場合は 4 単位、高等学校教諭 1 種免許状を取得する場合は 12 単位を修得しなければならない。ただし、第 16 条及び第 16 条 2 項に規定する教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数(中学校 28 単位・高等学校 24 単位)以上修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位として充てることができる。

(教育実習)

第 18 条 教育実習Ⅱもしくは教育実習Ⅲを履修するためには、あらかじめ教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ及び教職実践演習を除く教育の基礎的理解に関する科目等の科目、教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法の科目を 3 年次までに修得しなければならない。

(教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目)

第 19 条 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位は、人間社会学部規程別表Ⅱに定める免許法の規定科目から、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2 単位を修得しなければならない。

第 3 章 進級及び留年

(進級)

第 20 条 第 3 学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 情報社会学科の学生が第 3 学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関して、合計 28 単位以上を修得していなければならない。

3 心理学科の学生が第 3 学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関して、合計 28 単位以上を修得していなければならない。

第 21 条 第 4 学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 情報社会学科の学生が第 4 学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関して、合計 76 単位以上を修得していなければならない。

3 心理学科の学生が第 4 学年に進級するためには、教養科目、専門科目に関して、合計 76 単位以上を修得していなければならない。

(留年)

第 22 条 第 20 条及び第 21 条によって進級できなかった学生（以下「留年生」という）は、前年度に引き続き、それぞれ第 2 学年、または第 3 学年に在籍するものとする。

(留年生の履修)

第 23 条 留年生は第 7 条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。

(1) 第 2 学年の留年生は、第 3 学年のための授業科目。

(2) 第 3 学年の留年生は、情報社会総合演習Ⅰ・Ⅱ、総合研究演習Ⅰ・Ⅱ、及び教育実習Ⅱ・Ⅲ、教職実践演習を除く第 4 学年のための授業科目。

2 第 2 学年において複数回の留年となった学生は、前項第 1 号とともに第 2 号の規定も適用することとする。

3 前第 1 項、第 2 項の規程にかかわらず、学科において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

(留年生の復級)

第 24 条 留年した学生が、留め置かれた学年で、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

(雑則)

第 25 条 第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には、進級を許可することができる。

附則 この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。